

# 労働組合は1民間事業場です。 委員長は労働者ではありません。

## 1億2千万円の 空白を埋めるもの

》》》 労災保険特別加入の手続きをお勧めします。

### ○ ○ ある労働組合委員長の話し ○

Aさんは昨年の大会で選出され、労働組合の委員長を務めている。年齢は45歳、男性、家族は妻と今年大学に入学した長男と高校1年生の長女の4人家族である。就職して2年経ったころ、職場集会で発言したのがきっかけで青年部の役員をやることとなり、その後は労働組合の役員を続け、5年前から昨年までは書記長、そして昨年委員長に就任した。

もともと仕事に不足があったわけではないが、企業における労働組合の役割というのは大切だと思うし、活動にやりがいも感じながら専従委員長として毎日忙しく過ごしている。

Aさんには、同期入社で同い年の親友Bさんがいる。Bさんは労働組合の役員をやるわけではなく、技術系の社員として仕事一筋でやってきた。偶然にも二人は同じころ同年

齢の女性と結婚し、二人の子供も同年齢、給料もほとんど同じようなものだ。というわけで、AさんとBさんはいわゆる無二の親友といえる仲である。

9月末のある日、連日の会議や交渉、役員になっている上部団体の地域組織の会議の狭間、夜の会合はなく久しぶりに早く自宅に帰れることとなった。組合事務所を出て正門を出ようとしたところ、自動車通勤のBさんが通りがかった。自宅は同じマンションなので便乗。

「久しぶりじゃないか。飲みに行くのは今度にして、いろいろ話をしよう」

話ははずんだが、国道を直進中タラタラ走っている前の車を追い越そうとセンターラインを超えたところに大型トラックがやってきて正面衝突、不幸なことに二人は帰らぬ人となってしまった。もちろん二人とも通勤災害ということになる。あつてはならない例え話ですが、ここで二人の遺族は災害補償をどれだけ受け取ることになるかを考えてみたいと思います。

○ イザというときの給付  
○ 総額はいくらか？

二人が受け取っている給料は同額とする。月給は額面 500,000 円、賞与は夏冬合わせて 2,000,000 円。したがって保険給付額計算の基礎となる給付基礎日額は 500,000 円×3か月÷暦日数ということで 16,000 円とする。また賞与分を反映させる特別年金の計算の基礎となる算定基礎日額は、給付基礎日額の 20%の 3,200 円とする。

なお、労災の年金たる保険給付は、支給期間の長期にわたる場合、賃金水準の変動に応じて年金給付基礎日額の改定が行われるが、今回は考慮しないこととする。また厚生年金保険の被保険者であるのでこちらからの遺族年金も支給されるが、その年金と併給する場合には労災年金は以下の[調整率]により調整減額される。

まず【Bさんの場合】を考えてみましょう。

《遺族特別支給金》

労災保険から遺族特別支給金として定額の 3,000,000 円が一時金で支給される。

《葬祭給付》

葬祭給付は給付基礎日額の 60 日分である 960,000 円が支給される。

《遺族年金》・《遺族特別年金》

[ステップ 1]

妻と高校生の子供の 2 人が遺族年金の受給資格者となり、遺族年金の額は給付基礎日額×201日分×調整率[0.8]で 2,572,800 円、また遺族特別年金の額は算定基礎日額×201日分で 643,200 円、合計して 3,216,000 円となる。

[ステップ 2]

下の子供は高校を卒業する 2 年後の 4 月以降受給資格者でなくなるので、その後は妻 1 人のみとなる。妻が 55 歳になるまで

153 日分となり、調整率[0.84]により遺族年金の額は 2,056,320 円、遺族特別年金は 489,600 円、合計して 2,545,920 円となる。  
[ステップ 3]

妻が 55 歳以降の支給日数は 175 日分となり、調整率[0.84]により遺族年金の額は 2,352,000 円、遺族特別年金は 560,000 円、合計して 2,912,000 円となる。

【労災保険から支給される遺族年金額】

遺族の状況	支給額
[ステップ 1] 下の子供が高校を卒業するまでの 2 年半	8,040,000 円
[ステップ 2] 受給資格者が妻 1 人となり、55 歳までの 7 年半	19,094,400 円
[ステップ 3] 妻が 55 歳以降 85 歳*で亡くなるまでの 30 年	87,360,000 円
<b>妻が生涯受取る年金総額</b>	<b>114,494,400 円</b>

※いまの女性の平均寿命は 86.05 歳とされているので、妻が 55 歳以降 30 年生きると仮定。

《労災就学援護費》

加えて労働福祉事業の労災就学援護費がある。上の子供の大学通学はあと 3 年半かかる。月に 39,000 円の支給なので、1,638,000 円。下の子供もは高校であと 2 年半、月に 16,000 円の支給で 480,000 円、大学に進学するとして、39,000 円×48 か月で 1,872,000 円が支給される。労災就学援護費の総支給額は 3,990,000 円となる。(但し、給付基礎日額が 16,000 円を超える場合は支給されない)

**◎これらすべてを合計すると、労災保険から 118,484,400 円が支給されることになる。**

そして、会社には労使で決めている労災付加給付協定(労災上積み協定)があり、

規程によればBさんの場合、死亡だから30,000,000円が更に支払われることになる。

- 労働者ではない人に
- 1億2千万円の支給はない

それでは【Aさんの場合】はどうでしょう。Aさんは会社に籍はあるとはいえ、休職して労働組合委員長として頑張っている。当然、労働組合は会社とは異なる目的をもつ事業所であり、委員長、つまりトップとしての職責を果たすことにより給料を受けている。会社の労働者の代表ではあるが、あくまで事業場の代表であって、「使用される」立場になく、労働基準法に定められた「労働者」とはならない。だから、Bさんの遺族が受けることとなった、総額120,000,000円程となることが予想される労災保険の給付は、Aさんの遺族の場合にはまったく受け取ることができない。

もちろん、労使間で結んでいる労災付加給付協定も、会社の業務や通勤に関わることではないので対象外である。ただAさんの労働組合は、活動を担う役員が保障がゼロではいけないとして、「労働組合活動共済」に上部団体を通じて加入している。契約内容は、死亡時30,000,000円となっているのでこれは支給されることになる。

あとは、厚生年金保険の遺族年金だが、被保険者なのでこれも支給される。

結局Aさんの遺族は、「労働者」ではないという理由で、Bさんの遺族が受け取ることとなる120,000,000円程がすっぱり抜け落ちた額しか受け取れないことになってしまうのである。あつてはいけない話だが、現実にはこのような状態で活動している労働組合専従代表者も存在している。

組合員のために毎日働いているにもかかわらず、自分自身の労災補償の構えをしていないために、残された遺族にとっては悔や

んでも悔やみきれない話であり、大変な見落としをしていたわけです。

- 労災保険特別加入で
- 安心の労働組合活動を

さて、こういう状態を避けるための対処はどうしたらいいのか。Aさんの労働組合が加入している「労働組合活動共済」の契約を増額すればどうか、仮に一時金として120,000,000円程が支払われる契約をするとすると保険料は年間100,000円を超えることになるだろう。当たり前だが金額的には高く、それに労災保険のような年金給付や各種の援護金等の支給があるわけではない。

これを解決する方法はただ一つである。

**「労働者」ではない委員長は、事業主として労災保険に特別加入すればよいのである。**

いうまでもなく労災保険制度は、「使用され、賃金を支払われる」労働者を保護するためにできた強制保険である。そして、労働者と同じように現場で働き危険な目にあう中小企業事業主や、建設業や個人タクシー運転手のような一人親方についてもこの制度の恩恵を及ぼすべきであるとの考えから、『労災保険の特別加入制度』が設けられている。

Aさんの労働組合は、役員では委員長だけが専従だが、事務の仕事をしているフルタイムの書記さんがいる。この人は労働組合の業務をするので会社の労働者ではなく、労働組合の労働者として労働保険料を所轄の労働基準監督署に当然納めている。したがって、Aさんの労働組合は、中小事業主（第一種特別加入者）として労災保険に特別加入することができるのである。

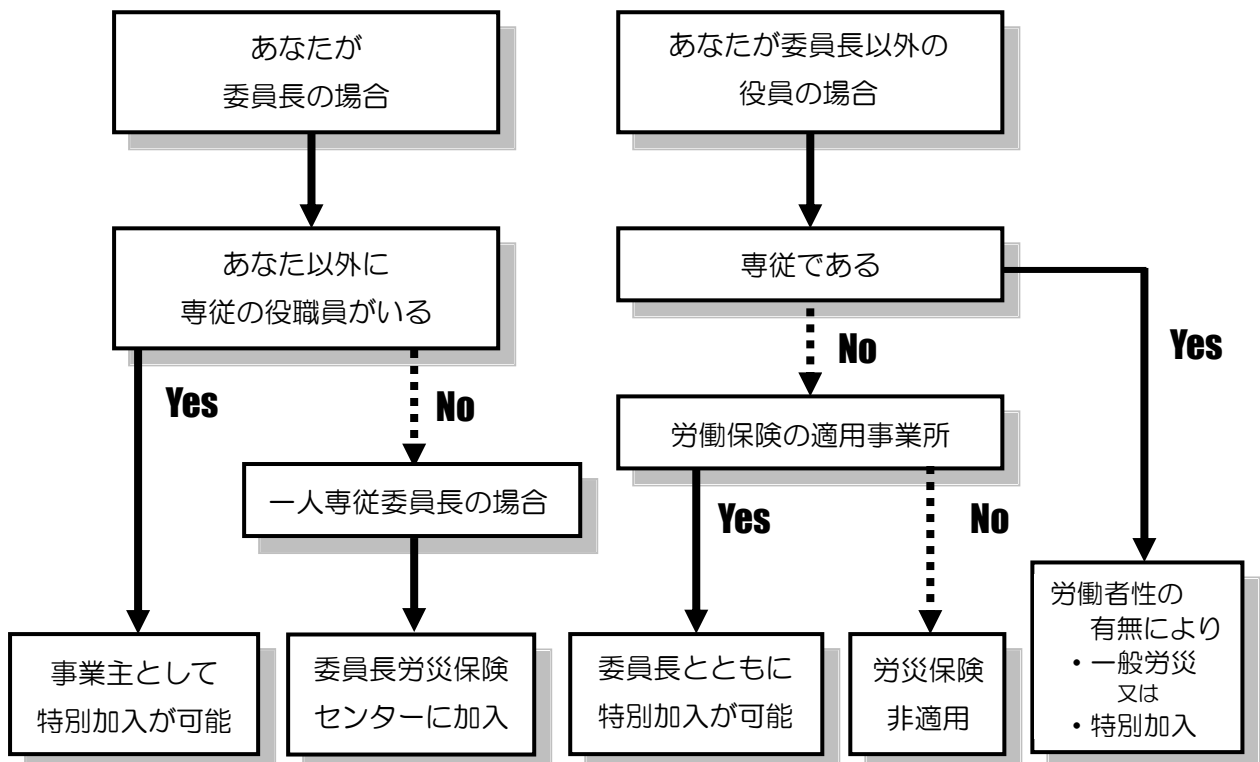
そこでBさんの遺族が受け取る労災保険の給付と同等になるような特別加入をするためには、給付基礎日額20,000円を選択し

て手続きすればよい。その場合特別加入保険料として年間 21,900 円が必要となる。

要するに年に 21,900 円を労働組合が負担することによって、120,000,000 円程の理不尽な穴を埋めることができるのである。

自己責任で仕事を請負ったり、経営をきりもりして報酬を受ける人ではない、給与生活者である労働組合の専従代表者の災害補償は労働組合の義務的経費と考えるべきといえよう。

## 組合役員であるあなたの労災保険をチェックしてみましょう



### お気軽にご相談ください

厚生労働省の認可を受けた労働保険事務組合である労働組合福祉協会は、労働組合から労働保険の事務委託をうけ運営しています。特に専従代表者や非専従役員、一人専従委員長の特別加入については、労働組合福祉協会に委託することにより可能となります。

厚生労働大臣認可 労働保険事務組合

# 労働組合福祉協会

〒201-0004 東京都狛江市岩戸北2-8-19 TEL. 03(5497)6294 FAX. 03(5497)1475

E-mail : [info@roufukushi.org](mailto:info@roufukushi.org) <http://roufukushi.org>